

令和6年3月1日

令和6年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年3月 1日 開会

令和6年3月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年3月1日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

な し

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	新島 和貴君	議会係長	小峰 典子君
--------	--------	------	--------

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福祉保健課長	大串 清文君
観光産業課長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環境整備課長	坂村 孝成君	環境担当主幹	原島 保 君
会計管理者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病院事務長	岡野 敏行君		

令和6年第1回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和6年3月1日（金）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和6年3月1日～3月15日（15日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	5 番 大 澤 由香里 議員 会議録署名議員の指名 6 番 澤 本 幹 男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ及び施政方針表明	—
6	議案第 1 号	奥多摩町長期総合計画審議会条例	原案可決
7	議案第 2 号	奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 3 号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 4 号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 5 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
11	議案第 6 号	奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 7 号	公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第 8 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	原案可決
14	議案第 9 号	奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
15	議案第 10 号	奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
16	議案第 11 号	川井キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	議案第 12 号	氷川キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
18	議案第 13 号	おくたまコミュニティセンター(奥多摩温泉もえぎの湯)の指定管理者の指定について	原案可決
19	議案第 14 号	氷川駐車場の指定管理者の指定について	原案可決
20	議案第 15 号	奥多摩町特産物加工販売施設(四季の家)の指定管理者の指定について	原案可決
21	議案第 16 号	氷川国際釣場の指定管理者の指定について	原案可決
22	議案第 17 号	大丹波国際釣場の指定管理者の指定について	原案可決
23	議案第 18 号	日原溪流釣場の指定管理者の指定について	原案可決
24	議案第 19 号	奥多摩町特産物加工体験施設(鴨足草)の指定管理者の指定について	原案可決
25	議案第 20 号	峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について	原案可決
26	議案第 21 号	奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定について	原案可決
27	議案第 22 号	もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約の変更について	原案可決
28	—	人権擁護委員候補者の推薦について	適 任
29	—	奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	決 定

(午後 2 時 40 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 6 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

5 番 大澤由香里議員、

6 番 澤本幹男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について議題とします。

本件につきましては、去る 2 月 22 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議を行っておりますので、その結果を議会運営委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） おはようございます。令和 6 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 2 月 22 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日 3 月 1 日から 3 月 15 日までの 15 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、本会議について、本日 1 日の本会議であります、議会関係諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 39 件であります。本日及び 5 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 7 日は本会議の 3 日目ですが、一般質問を行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告者は 4 名ですが、その内容についての通告を 4 日月曜日の正午までに提出されるようよろしくお願いいたします。

また、7 日は常任委員会に付託し、審査が行われた陳情についての採決も行います。

次に、3 月 15 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた令和 6 年度一般会計をはじめとする特別会計、事業会計の全 8 議案の

委員長報告及び採決を行い、続いて、閉会中の継続調査について議員派遣についてを審議した後、町長に挨拶をいただき閉会する予定であります。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんが、継続審査となっております陳情が1件ございますので、3月5日、本会議終了後、総務文教常任委員会を開催し、審査をお願いします。

なお、陳情について7日に採択と決せられた場合、追加案件として議員提出議案を上程し、意見書の提出について採決を行います。

次に、予算特別委員会は3月8日に開会し、令和6年度の各会計予算の概要説明を受けることと決定しております。3月13日に予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第1号から議案第8号までの各議案は、単独上程の上、採決につきましては即決でお願いしたいと考えております。

議案第9号から議案第21号までの各議案については関連がありますので、一括上程の上、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第22号につきましては、単独上程の上、採決については即決と決定しております。

次に、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、通常の起立採決とします。

次に、奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選とします。

本会議第1日目の本日3月1日は、この議事をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議2日目、来週の5日に行うことに決定しております。

本会議2日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

提出案件及び上程別・採決別一覧表の2ページをご覧ください。

議案第23号から議案第29号までの令和5年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の補正予算の7議案につきましては一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

はじめに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定して

おります。

次に、3ページをご覧ください。続きまして、議案第30号から議案第37号までの令和6年度一般会計をはじめとする特別会計・事業会計の当初予算の8議案については一括上程とし、議長を除く議員9名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩を取り、正副委員長の互選も行われる予定であります。

以上が本定例会の会議日程と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間とすることを決定しました。

なお、本定例会の会議日程については、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶及び施政方針の表明があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 令和6年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たりまして新年度の町政に対する所信を申し述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年は、町民皆様からの負託を受け、町政を担うこととなってから4年が経過し、任期を終える年となります。

この間、私が町長の重責を果たすことができましたことは、町民皆様、議員皆様のご支援とご協力のたまものであり、この場をお借りいたしまして心より感謝を申し上げます。

この4年間は、令和元年10月の台風第19号による広範な災害復旧事業に加え、日本のみならず全世界を襲った新型コロナウイルス感染症への対応を最優先に取り組むとともに、並行して「みんなでつくり、次世代へ繋げるための庁舎建設整備事業」、また、民間事業者等との連携では、JR東日本八王子支社との「東京アドベンチャーラインや沿線まるとホテル事業」、野村不動産ホールディングス株式会社との「循環する森づくりを目指す地域資源活用事業」、多摩大学との「多機能型地域活性化拠点のオープンを控える大学連携事業」、更には町、VERTERE（バテレ）合同会社及びJR東日本グループの3者連携による新工場の設立など、町有財産の利活用等に取り組んでまいりました。

これらの事業につきましては、ウィズコロナの頃から地道な作業やステークホルダーとの協議を進めてまいりましたが、アフターコロナへの転換に伴い、いよいよ本格稼働していくこととなり、今後、より一層推進してまいります。町における長年の課題であります過疎化、少子高齢化をはじめとする様々な解決すべき事柄につきましても私が先頭に立ち、職員と一丸となって町民皆様の考えや思いを斟酌しながら、町の将来を見据えて着実に歩みを進め、町政の進展を図ってまいります。

次に、近年全国で災害が激甚化、頻発化する中、今からちょうど2か月前、令和6年の元日、石川県能登地方を震源とする大規模な地震が発生いたしました。この場をお借りいたしまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、そのご家族の方、そして、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、翌2日には、羽田空港において日本航空の旅客機と海上保安庁の航空機が衝突する事故が起こり、日本航空機は機体が炎上する中、乗員乗客全員が奇跡的に避難する一方、海上保安庁機は残念ながら搭乗者がお亡くなりになってしまいました。この事故でお亡くなりになられた海上保安庁の方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

日本航空機の乗員乗客全員が脱出できた背景には、乗員のリスク対策、臨機応変な判断力、何より日頃の訓練のたまものであったと痛感しており、リスク管理や訓練の重要性を改めて認識したところであります。

一方、能登半島地震においては、激しい揺れによって陸路が寸断され、関係機関の支援が困難を極める中、地元消防団は自らも被災しながら、地域住民の命と安全を守るべく懸命に活動を展開されました。

こうした状況を見ますと、やはり消防団を含め、地域住民同士の助け合いがいかに重要か改めて痛感するとともに、依然として減少が続く消防団員を確保し、十分な体制を構築していくことが不可欠であるとの思いを一層強くいたしました。消防団員の確保に向けて

は、消防団員皆様の考えや思いを斟酌しながら、消防団活動のやりがいを高め、負担感を軽減する対策を講じるとともに、風通しのよい組織づくりが必要であると考えております。

いずれにいたしましても東日本大震災から 13 年を経とうとしている今、町と住民、消防団及び自治会並びに関係機関が連携し、一体となって地域防災力の充実・強化に向けた取組を進めてまいりますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、町内の事業者皆さんにおかれましても現地の復旧、応援に駆けつけていただいたと聞いております。この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、平成 27 年度からスタートいたしました第 5 期奥多摩町長期総合計画は、令和 6 年度で計画期間が終了し、令和 7 年度からは第 6 期奥多摩町長期総合計画がスタートすることとなり、策定に向けた取組では、昨年 7 月に第 5 期長期総合計画の進捗状況を住民皆様の視点で評価していただくとともに、まちづくりに対するお考えや将来へのご意見、ご提案などをいただき、新たな第 6 期長期総合計画に反映していくことを目的とした住民アンケート調査を実施いたしました。

また、昨年 10 月には若手職員等の育成及び住民等から意見をいただくため、長期総合計画策定に係る若手職員ワーキンググループを設置し、メンバー 10 名で 3 回の作業部会においてアンケート調査結果を含めた第 5 期長期総合計画の検証、総括を行ってまいりました。

更に、年明け 1 月から 2 月にかけて、このワーキンググループメンバーが多摩大学総合研究所の指導及び協力のもと、第 5 期長期総合計画の総括や今後のまちづくりの方向性について話し合う住民ワークショップを古里、氷川、小河内の 3 地区で開催し、多くの参加者により毎回活発な意見が交わされておりました。

今後、住民ワークショップや今月中に実施予定の第 6 期長期総合計画の策定に向けた意見募集でいただいた意見の取りまとめ作業を行い、策定に向けた取組を進めてまいりますので、議員皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、町を取り巻く国都の行財政状況についてですが、まず、国の動向であります、先月 21 日に政府から発表されました月例経済報告によりますと、「景気はこのところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している」と報告され、「先行きについては雇用・所得環境が改善するもとで各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。更に、令和 6 年能登半島地震の

経済に与える影響に十分留意する必要がある」との基調判断が示されております。

国の令和6年度予算案であります。歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算として、一般会計の総額は112兆5,717億円と2年連続で110兆円を超えて過去2番目の規模となりました。また、物価・賃上げ促進予備費として1兆円、能登半島地震の復旧や復興へ機動的に拠出できるよう一般予備費として1兆円が計上されております。

次に、東京都の動向ですが、発表されました予算案によりますと、「変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」と位置づけ、東京が日本の成長・発展を牽引し、持続可能な都市へと発展するため、「人が輝く」「国際競争力の強化」「安全・安心」の観点から都市力を磨き抜く大胆な施策を積極的に展開する。また、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスの向上のため、デジタルによるサービス改革を深化させるなど、社会構造の変化を踏まえて制度や仕組みのアップグレードを図りながら、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本に編成されております。

一般会計の総額は8兆4,530億円で、人が輝く社会の実現、国際競争力の強化、安全・安心の確保に向けた取組に重点的に予算配分したことなどにより、前年度に比べて4,120億円の増と過去最大となりました。

特に、多摩・島しょの振興では、地域の活力や魅力の更なる向上、持続的な発展に向けて地域が持つ資源に磨きをかけるなど、それぞれの地域の特色を活かし、実効性のある取組を推進するための予算として2,633億円が計上され、また、過疎化による少子高齢化が進む中、町税収入も厳しい状況が続く財政基盤が脆弱な町にとって大変重要な一般財源を補完する市町村総合交付金が前年度比28億円増の620億円で計上されています。

次に、令和6年度町予算の基本的な考え方ですが、町においては過疎化に伴う少子高齢化の進行により高齢化率は令和6年2月1日現在で52.5%と、65歳以上の住民が人口の半数以上に及ぶ状況の中、町財政における自主財源の要である町税収入は7億円を下回る状況となっております。

一般会計における歳出では、公共施設の老朽化に伴う更新や維持補修等にかかる費用が増大していること。また、下水道整備に伴う起債の本格的な償還や奥多摩病院における照明設備や医療機器の更新に一般会計から多額の補助金等の支出が必要なこと。更には庁舎建設に向けて事業が本格化する中で、歳入では、国から交付される地方交付税を前年度と同額の18億5,000万円で計上し、町の歳入で最も大きな割合を占める東京都支出金は24

億 8,000 万円で計上いたしましたが、なお不足する財源には基金からの取崩しである繰入金
金を 7 億 6,000 万円にすることで財源手当をし、予算編成を行いました。その結果、令和
6 年度の一般会計の予算規模は 69 億 5,000 万円となり、前年度比較では 6,000 万円、率に
して 0.9%の減となります。

基金の現在高につきましては、引き続き下水道事業における起債の償還に充当するため
の取崩しをはじめ、財源不足分の補填として取崩しを行うことから、令和 6 年度末には減
額となる見込みであり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

一方、個々の事業につきましては、毎年度実施している実施計画策定の中で、費用対効
果の面からも見直しを行っておりますが、引き続き町民皆様は何を望み、何を優先すべき
と考えているのか、町民皆様の目線に立ち、それらを敏感に感じ取りながら、限られた人
材、限られた財源の中で創意工夫を行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算執行に
おいては関係法令等にのっとり、各種の事務事業を適正かつ迅速に執行してまいります。

令和 6 年度の一般会計予算における歳入の主な構成ですが、都支出金が 24 億 8,100 万円、
構成比 35.7%、前年度比 4 %の減で、観光施設整備等事業補助金を 2,300 万円の増、都補
助林道改良（舗装）事業補助金を 1,300 万円の増、東京都知事選挙費委託金を 1,100 万円
の皆増で見込んでおりますが、公共施設調整交付金を一般会計を経由せず、下水道事業会
計への直接受入れとしたため、1 億 8,500 万円の減、公立学校施設トイレ整備支援事業補
助金を 800 万円の皆減で見込んでおり、都支出金全体では 1 億 300 万円の減額となってお
ります。

また、東京都市町村総合交付金につきましては、前年度と同額の 14 億 3,000 万円で見込
んでおりますが、実際の交付時には増額となるよう引き続き努めてまいります。

地方交付税は 18 億 5,000 万円、構成比 26.6%で、前年度と同額で計上しております。

町税は 6 億 5,500 万円、構成比 9.4%で前年度比 2.3%の減となり、町たばこ税、鉱産税
は微増の見込みとしておりますが、個人、法人町民税、固定資産税及び軽自動車税を減額
で見込み、町税全体では 1,500 万円の減額となっております。

また、積立基金からの繰入金金は 7 億 6,800 万円で、令和 6 年度におきましても多額の基
金取崩しにより予算を編成しております。内訳といたしまして、庁舎建設整備事業の財源
として庁舎建設基金から 1 億 5,000 万円、下水道会計における起債償還費の財源として、
減債基金から 1 億 4,000 万円、町道の維持補修、災害防除工事の財源として公共施設整備
基金から 6,000 万円、観光施設の改修工事の財源として、観光施設等整備基金から 7,000
万円、小学校における指導書購入費等の財源として、教育文化振興基金から 900 万円、そ

の他財源不足分の補填として財政調整基金から3億2,000万円をそれぞれ取崩し、財源手当を行っております。

このように町における歳入の62.3%を国の地方交付税と東京都支出金が占め、自主財源である町税の9.4%を大きく超える状況の中、基金を取り崩すことによる繰入金の割合も11.1%を占め、大変厳しい状況の中で歳入の予算編成を行っております。

次に、歳出の主な構成ですが、まず総務費は12億6,351万円、構成比18.2%で、前年度比3.7%の減となっており、電子計算開発費が5,400万円の増、財産管理費が2,300万円の増、バス路線維持対策費補助金が1,600万円の増となっておりますが、庁舎建設整備事業費が1億7,900万円の減、町議会議員選挙費が2,100万円の皆減となっており、総務費全体では4,800万円の減額となっております。

次に、民生費は12億3,942万円、構成比17.8%で、前年度比4.1%の増となっており、放課後児童健全育成事業費が2,100万円の皆減、保育所措置費が1,200万円の減、高齢者在宅サービスセンター事業費が700万円の減となっておりますが、放課後居場所づくり事業費が4,700万円の増、子ども家庭支援センター事業費が1,800万円の増、社会福祉協議会補助事業費が1,200万円の増となっており、民生費全体では4,900万円の増額となっております。

次に、土木費は12億664万円、構成比17.4%で、前年度比1.6%の減となっており、下水道会計が令和6年度から公営企業会計に移行すること及び補助金の取扱いを改めることから、下水道特別会計繰出金を6億2,300万円の皆減とする一方、下水道会計補助金が4億3,200万円の皆増となっております。このほか川井松葉地内分譲地造成工事が8,500万円の皆増、水根線災害防除工事が5,000万円の皆増、丹三郎水神前定住対策用地購入費が3,900万円の皆増、川井神塚東線物件補償費が2,800万円の皆増、坂下中井戸線道路新設工事が2,700万円の皆増となっておりますが、南平熊沢線道路新設工事が3,300万円の皆減、境梅久保線災害防除工事が2,500万円の皆減、丹三郎水神前実施設計委託が1,600万円の減、川井神塚東線道路新設工事が1,500万円の減、梅久保中山線災害防除工事が1,300万円の減となっており、土木費全体では1,900万円の減額となっております。

なお、下水道会計における公債費は順調に償還が続いており、前年度比1,900万円減の2億9,700万円となっております。

令和6年度の一般会計予算規模は、庁舎建設整備事業費の減などにより、前年度を6,000万円、率にして0.9%下回る69億5,000万円となり、引き続き非常に大規模な予算を執行していくこととなります。

町全体の予算規模といたしましては、一般会計のほか、特別会計であります都民の森管理運営事業、山のふるさと村管理運営事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び企業会計であります下水道事業、病院事業を加えた8会計合計で107億4,823万6,000円となり、前年度に引き続き、100億円の大台を突破する大型予算となりました。前年度比較では2億6,110万4,000円、率にして2.5%の増となります。

次に、まちづくりにおける町の最上位計画であります第5期奥多摩町長期総合計画の施策の大綱に沿って、令和6年度予算案の中で特に重点としている施策や新規事業につきましてご説明を申し上げます。

「第1章 みんなで支えるホットなまちづくり」として「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、町民皆様が明るく健やかに暮らすためにはまず健康でなければなりません。このための各種検診事業、保健推進活動事業、定期予防接種事業、食育推進事業、健康相談事業などの疾病予防に繋がる事業を実施するほか、健康維持のための口腔ケア実施体制を推進していくとともに、地域医療体制及び医療保険制度の適切な事業運営が図られるよう着実に努めてまいります。

また、国が新・放課後子どもプランにおいて推進する学童クラブ事業と放課後子ども教室との連携について、町の学童保育会と新たにスタートする放課後子ども教室を民間に委託することで一体的に実施し、放課後居場所づくり事業の充実を図ってまいります。

「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、過疎化による少子高齢化が進む当町において子どもや子育て家庭の環境づくりのため、結婚、出産、産後ケア、子育てまできめ細やかな支援を行ってまいります。

特に重点施策の1つとしている少子化・定住化対策を継続し、子どもや子育て世代の増加を図り、自治会等による地域の絆の維持、活力の向上に努めてまいります。

「高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくり」では、多くの高齢者は住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを望んでいることから、町職員、地域包括支援センター職員、高齢者見守り相談員、社会福祉協議会、民生・児童委員等が連携を行いながら、在宅高齢者への福祉サービスを引き続き推進してまいります。

また、地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場を確保することで、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図る長寿ふれあい食堂推進事業を自治会と連携し、展開してまいります。

「障害者が自立で生活できる地域づくり」では、障害のある方が地域の中で自立して自分らしく生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの実現へ向け、医療・福祉

などとの連携や継続的な支援相談体制の充実を図ってまいります。特に、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」の円滑な運営と社会参加が図られるよう引き続き推進してまいります。

「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、町では自治会や隣組などによる地域での支え合いや助け合いによる地域コミュニティの力は非常に強いものの、少子高齢化等の影響により、これまでどおりの地域での支え合いが困難となることも想定されます。地域ささえあいボランティア事業、高齢者見守り事業などを通じ、安心して暮らすことができるよう、民間の力も借りながら強い地域の絆の維持を推進してまいります。

「第2章 やさしさ ふれあい 人と自然」として「自然とともに歩むまちづくり」では、町は豊かな森林資源と水資源に恵まれ、町内全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれていることから、町の環境を適切に保全していくため、ごみを減らす10アクションなど、ごみ減量化へ向けた取組を推進し、環境に配慮した循環型社会の形成に努めるとともに、生活基盤として重要な役割を持つ道路の整備や下水道への接続についての普及啓発活動、簡易給水施設の安定的な維持管理を行ってまいります。

また、地域の一斉清掃は5月30日のごみゼロの日を中心に、環境美化活動として住民皆さんにご協力とご尽力をいただいているところであり、引き続き美化活動の支援を行ってまいります。

なお、観光ごみ対策では、新たな試みとして観光ごみ引取り業務委託を進めてまいります。

「誰もが住みたくなる心かようまちづくり」では、これまでも住民と行政との協働によるまちづくりを推進するために住民が主体となったまちづくり活動への支援を行ってまいりましたが、引き続き住民がまちづくりへの参加ができるよう取組を行ってまいります。

また、自然災害等への備えといたしまして、引き続き警察、消防及び東京都等の関係機関と連携を図りながら危機管理体制の強化に努めるとともに、地域住民の安全・安心を確保するため、災害時には危機管理対応を果たす防災拠点としての機能を持つ新庁舎の整備推進を目指してまいります。

「第3章 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、文化会館や図書館などは指定管理施設として生涯学習の拠点となっておりますが、更なるサービス向上に努め、適切に管理運営を支援してまいります。

また、他地域や海外の人材と積極的に交流できる機会を提供するため、友好交流を締結

した神津島村での洋上セミナーのほか、海外との交流としてオーストラリアへの海外派遣事業及びホームステイでの受入れ事業など、引き続き実施してまいります。

「豊かな能力と強い心を育むまちづくり」では、各学校における施設や設備については、小・中学校補修工事や古里小学校屋外非常階段塗装工事など、児童・生徒が健やかに教育を受けることができるよう教育環境を整備いたします。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町内の郷土芸能を次世代に確実に継承するため、引き続き映像記録保存事業を実施してまいります。

また、本年秋には奥多摩郷土芸能祭を開催し、各地域の貴重な伝統芸能を披露することにより、未来へ向けて継承し、その魅力を町内外に広く発信してまいります。

「第4章 みんなの力がつながる観光・産業づくり」として「住民が元気になる交流観光づくり」では、緑豊かな森林や奥多摩湖など豊富な水環境が豊かな町には、その自然環境を求めて年間 212 万人を超える観光客が訪れていると推計されております。アフターコロナにおいて外国人を含めた観光客は増加しており、観光地としてしっかりとした受入れ態勢を整えてまいります。

また、森林セラピー専用ロード「香りの道 登計トレイル」の再整備を含め、町の特色を活かした事業の推進を図ってまいります。

「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、引き続き野村不動産ホールディングス株式会社が設立した森をつなぐ合同会社と連携し、健全な森林の育成や地域材を活用するなど、持続可能な森林経営の実現に向け取組を進めるとともに、森林環境譲与税及び令和6年度から始まる森林環境税の積極的な活用を図ってまいります。

また、この4月には内水面漁業の振興などに携わる地域おこし協力隊員1名の採用を予定しており、現隊員2名と連携し、地域資源を活用した取組が新たな付加価値を生み出し、新たな6次産業化へ繋がるよう引き続き支援をしてまいります。

「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、奥多摩観光協会やおくたま地域振興財団、J R 東日本八王子支社等と連携しての各種イベントやPR事業の実施など、魅力あふれる奥多摩町の観光や特産物等の情報を提供し、観光客の誘致に繋げてまいります。

また、J R 東日本と株式会社さとゆめの共同出資会社「沿線まるごと株式会社」では、沿線全体をホテルに見立てる地域活性化プロジェクト「沿線まるごとホテル」の中核となる宿泊施設のブランド名を「S a t o l o g u e（さとログ）」とし、そのブランド名のもと、古里地区においてこの4月以降、レストラン棟とサウナ等を開業し、令和6年度中には客室棟を開業することを決定いたしました。この開業を機に、青梅線沿線をまるご

と楽しめるホテルの世界観を構築し、新たな滞在型観光、マイクロツーリズムの創出へ向け、引き続き連携を図ってまいります。

「第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として「官民協働による定住対策とまちづくり」では、過疎化による少子高齢化対策や地域コミュニティの維持へ繋げるため、空家の活用や子育て応援住宅の建設を実施し、町内への定住、移住が図られるよう定住対策事業を推進してまいります。

事業の実施に当たっては、地権者や空家所有者をはじめ、地域の皆様のご理解・ご協力が不可欠であります。今後も皆様方のご理解、ご協力を得ながら定住施策を推進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、第5次行政改革大綱に基づく『量から質への転換を目指した「しごと・ひと・しくみ」の改革』を推進し、町民皆様にご満足いただける行財政運営が図られるよう努めてまいります。

また、多様な行政需要への対応と各課の業務を最適化するため、限られた職員数の中、役場組織の見直しを行うとともに、役場内全ての業務の現況調査及び分析により業務を可視化し、業務の効率化及び人的資源の配分、抜本的な業務改革を行うための業務量調査を実施し、新庁舎建設へ向け、DXの推進を図ってまいります。

「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、自主財源である町税が年々減少を続け、国や都へ財源を依存している厳しい財政状況の中、各種事業の見直し・再構築を図りながら、事業の実施に当たっては限りある財源を効果的、効率的に執行し、身の丈に合った健全で堅実な財政運営を推進するとともに、将来の財政需要を見通し、引き続き基金への積立及び活用を計画的に行ってまいります。

また、町税の収納率は依然高い水準を維持しており、町税は減少傾向にあるものの貴重な自主財源でありますので、今後も収納事務の対策を緩めることなく、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、令和6年第1回町議会定例会に提出します案件については、条例の制定1件、条例の一部改正5件、条例の整理1件、規約の一部変更1件、指定管理者の指定13件、契約案件1件、令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案7件、令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件の合計37件となっております。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する「高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業」「住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事業」及び「住民税非課税世帯等臨時特別給付金子ども加算事業」の3事業につきましては、申請な

ど住民からの書類提出により支出する事業であり、4月以降の支出が想定されるため、令和5年度一般会計補正予算（第5号）におきまして繰越明許のご提案をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、庁舎建設整備事業では、昨年9月にシェルター・大建設設計共同企業体と庁舎建設基本・実施設計業務委託契約を締結し、以降、昨年3月に策定した庁舎建設基本計画や庁舎建設委員会からの答申内容並びに住民説明会やパブリックコメントなどでいただいたご意見を踏まえつつ、若手職員等で構成する新庁舎における職場環境検討委員会を通じた全庁職員からの意見を盛り込みながら基本設計作業を進めてまいりました。

また、アクセス通路の整備検討につきましては、庁舎建設委員会での活発な議論や同委員会からの答申に基づき、課題の解決へ向けてJR八王子支社、奥多摩工業及び西東京バスとの協議を重ねてまいりました。

更に建設用地の取得につきましては、昨年12月に土地収用法による事業認定を取得し、立川税務署との協議を経て、租税特別措置法による譲渡所得等における課税の特例適用を受け、ここで物件補償契約を含め、土地売買契約を締結することとなりました。

今後は、今月21日に実施予定の住民説明会やパブリックコメント、また、多様なステークホルダーからの意見聴取を経て、5月末までに基本設計を完了し、アクセスに関しては引き続き関係機関と協議・調整を行いながら、令和7年度の着工を目指し、6月以降の実施設計作業へ繋げてまいります。

また、多摩大学との大学連携事業では今月25日に多機能型地域活性化拠点のオープンセレモニーを予定しており、今後も包括的な連携を通じて開かれた地域社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るため、学生の若い力を借りながら、そして、地域皆様のご理解をいただきながら引き続き連携を図ってまいります。

そして、旧琴清苑跡地の活用では、VERTERE（バテレ）新工場が完成し、既にクラフトビールの醸造を開始しており、4月以降、ボトルショップの開業が予定をされております。この新工場を通じ、町、VERTERE（バテレ）合同会社及びJR東日本グループの連携によって、単なる生産規模の拡大ではなく、更なる観光需要を喚起し、地域活性化を推進してまいります。

いずれにいたしましても今後も民間事業者と連携を図りながら、町内に点在する空家や町有財産の有効活用にも積極的に取り組んでまいりますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後の町政運営につきましては、これまでの経験と人脈を最大限に活用し、町民皆様からいただきました町政に対する思いやご意見をしっかりと受け止めさせていただき、町政の発展に向け、全力で取り組むとともに、町民皆様との協働及び議員皆様との議論を踏まえ、町民皆様方が安全で安心して生活できますことを基本として、様々な施策に優先順位をつけ、取捨選択をし、一步一步着実な町政の進展を図ってまいりますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援・ご協力を心からお願い申し上げまして、令和6年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たっての私の挨拶、そして、施政方針とさせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時から再開とします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町長期総合計画審議会条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末、議案第1号のページをご覧ください。

議案第1号 奥多摩町長期総合計画審議会条例につきまして提案のご説明をいたします。

提案理由でございますが、長期総合計画の策定に関する調査及び審議を行う審議会を設置するため、規定を整備するものでございます。

本条例につきましては、来年4月からスタートが予定されております第6期奥多摩町長期総合計画の策定を進めるに当たって必要となる事項を定め、これからのまちづくりに資する計画について審議を行っていただくため、当該審議会に係る条例を制定させていただくものです。

次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文ごとに内容のご説明をさせていただきます。

第1条では、審議会の設置について定め、調査及び審議を行うことを目的としております。

第2条では、所掌事項として、町長の諮問に応じ、調査、審議し、答申することを定めております。

第3条では、組織として、識見を有する者、各種団体等から選出された者並びに公募による住民から委員10人以内をもって組織することを定めております。

次の第4条では、委員の任期を当該諮問に係る答申までとし、第5条では、会長及び副会長の設置及び職務等に関して定め、第6条では、会議の開催や進め方などについて規定しております。

第7条では、審議会への関係者の出席などに関する事項を定め、第8条では、審議会の庶務を企画財政課とし、第9条では、委任としてこの条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

次のページをご覧ください。附則でございますが、第1項では、この条例の施行期日を定め、公布の日から施行することとしております。

第2項では、従前の奥多摩町まちづくり計画住民委員会条例は廃止することを定め、第3項では、会議招集の特例について規定をしております。

以上で、議案第1号 奥多摩町長期総合計画審議会条例につきまして説明を終わりますが、本条例を含め、第6期奥多摩町長期総合計画に関する事項につきましては、先月21日に開催していただきました議会全員協議会におきまして議員皆様にご説明させていただきました。

ご理解、ご協力を賜り、ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第1号の質疑を行います。質疑はありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ご説明ありがとうございました。また、議会全員協議会でも詳しくご説明いただいたところだったんですけれども、1つ確認をさせていただきたいと思います。

条例の第3条、審議会は委員10名以内をもって組織するということなんですけど、今後、この条例ができた場合に、まちづくり計画住民委員会条例は廃案になるということなんですけど、そのまちづくり計画住民委員会条例の第3条に同じように委員の組織する条

例がありますけれども、このまちづくり計画住民委員会は具体的に 50 名以内をもって組織するというふうに書いてありまして、その後（１）から（５）まで具体的に人数が明記されておりますが、今回の新設される審議会の条例には人数がありません。これはどのようなことなのか、お伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） ４番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

第３条の関係、組織というところで、新設の条例につきましては 10 名以内ということで組織を書いておりますが、その内訳についての人数明記がないと。一方で、従前のほうのまちづくり計画住民委員会条例の組織のほうでは、内訳がそれぞれ書いてあるというところの違いというお話かと思えます。

こちらにつきましては、今回、計画住民委員会条例という名前から計画審議会条例ということで名前を変えさせていただいております。そういった中で、審議会の委員さんということで一定の専門性を持った方に入っていただきたいということを考えているところでございます。この辺につきましては、アドバイザーの契約をしています多摩大学の総合研究所のほうからも他地域、他自治体の状況なども見ている中で、そういった一定の専門性を持った方というような助言もいただいている中で、現状としては先日の議会全員協議会のほうでも申し上げたかと思うんですけれども、この（１）から（３）という中で、選定がまだこれからという段階でもございまして、まだその（１）から（２）（３）というところで何人というところの枠組みが正直まだできていないところなんです。そういった中で大枠の 10 という数字は明記させていただきましたけれども、組織の中での内訳というところは現状ではまだ確定がしていないという意味になります。

ただ、公募による住民の部分につきましては、長計もワークショップのほうで古里、氷川、小河内というようなことで３か所で開催させていただいた経緯もありますので、１つの考え方ですけれども、３名公募による住民の委員さんに入っていただくのがいいんじゃないかというような話も今のところは進んでいるところでございます。ただ逆に、（１）（２）の部分については、まだこれから選出というか、調整させていただく段階にありますので、そういうことも含めて内訳のほうは、現段階では明記できないということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ４番、相田議員。

○４番（相田恵美子君） ありがとうございます。

１つ確認なんですけれども、委員は、町外の人もあるという可能性は。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） こちらの審議会の委員さんについては、町外の方も入るということも想定しながら今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第1号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第1号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第1号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第2号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第2号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。議案書をお願いいたします。

提案の理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に基づき、事務手数料を徴収する事項に戸籍法の一部を改正する法律の施行により開始する事務を加えるため、規定を整備する必要があるためでございます。

2ページの条例改め文をご覧ください。

奥多摩町事務手数料条例の一部を次のように改正する。別表1及び別表2を次のように改める。

今回、別表のみの改正でございまして、戸籍の広域交付に関する部分の新設のほか、電子証明書等に関する文言整理、新設に伴う項の繰下げ等、改正部分が多いため、別表の全部を改正する形を取らせていただきました。3ページから6ページまでが今回全部改正し

た別表 1 及び別表 2 でございます。

本案は、住民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地以外の区市町村で戸籍の全部事項証明書等を取得できるようにすること等を目的として戸籍法が改正され、この場合の証明書等に係る手数料の標準額が地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により定められたことから、広域交付手数料等を新設するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。7 ページをご覧ください。

先程申し上げましたとおり、全部改正の形を取らせていただきましたので、新旧対照表の全部に下線が示されておりますが、実際に改正された部分のみ説明させていただきます。

はじめに、「別表 1」を「別表 1（第 2 条関係）」に改め、項番 1 では、「戸籍の記録事項の全部、一部証明書」との表記を「戸籍証明書」に改め、項番には変更なく、項番 3 として、戸籍電子証明書提供用識別符号の交付 1 件につき 400 円を新たに加えるものでございます。これは、戸籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより戸籍電子証明書の提供を可能にするものでございます。

次の項番 4 は、項ずれによる項番号を改め、項番 1 同様の文言整理を、項番 5 は、項ずれによる項番号を改め、項番 6 につきましては、除籍電子証明書提供用識別符号の交付 1 件につき 700 円を新たに加えるものです。これは、項番 3 の戸籍同様、除籍につきましても電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより電子証明書の提供を可能にするものでございます。

8 ページの項番 7 以降につきましては、電子化に対応する文言整理及び項ずれにより項番号を改めるもので、内容、金額に変更はございませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、10 ページの別表 2 をご覧ください。こちらは郵送による交付申請ができる事項に関するもので、改正内容は別表 1 と同様でございます。

最初に、「別表 2」を「別表 2（第 5 条関係）」に改め、項番 1 中、「又は」の後でございしますが、「戸籍の記録事項の全部、一部証明書」との表記を「戸籍証明書」に改め、項番 2 として、「戸籍電子証明書提供用識別符号の交付」を新たに加え、項番 5 につきましても「除籍電子証明書提供用識別符号の交付」を新たに加えるものです。

これ以外につきましては、別表 1 同様、電子化に対応する文言整理及び項ずれによる項番号を改めるものでございます。詳細な説明は省略させていただきます。

最後に、附則として、この条例は公布の日から施行するであります。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いい

たします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案のご説明をいたします。議案書をお願いいたします。

理由でございますが、国民健康保険税の所得割額及び均等割額を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、主に国民健康保険税の税率等を改めるものでございます。町の国民健康保険の運営等の状況につきまして、昨年12月21日に奥多摩町国民健康保険運営協議会が開催され、その中で、医療費の増加に伴い、令和6年度増加する東京都への納付金に対応するため及び赤字解消に向け、国民健康保険税の税率改定について町長から諮問を受け、3日間にわたる慎重なご審議の結果、ご承認をいただき、去る1月25日に原島幸次運営協議会会長及び浜野文夫同職務代理者から師岡町長に答申がなされ、本税率改定はこの答申に基づき改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添の奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要書によりご説明をさせていただきますので、概要説明書のほうをご覧ください。

国民健康保険の運営につきましては、医療費の増加等により現行の運営費に不足が生じている状況でございます。今年度につきましては、基金を 2,700 万円ほど投入することで賄える見通しですが、令和 6 年度につきましては、基金の残り 1,000 万円程度を全て投入し、なおかつ解消を迫られている一般会計からの法定外繰入金を 1,000 万円程度増額を見込んでも不足が生じる見込みから、今回おおむね 5 % 程度の税率改定を行わざるを得ない状況でございます。

はじめに、第 3 条から第 8 条の改正内容でございます。

項番 1 では、医療給付費基礎分として、①所得割額 100 分の 5.60 を 100 分の 0.30 引き上げ 100 分の 5.90 に、②の均等割額 2 万 8,100 円を 1,400 円引き上げ 2 万 9,500 円に改めるものでございます。

次の項番 2、後期高齢者支援金等分の①所得割額 100 分の 1.90 を 100 分の 0.10 引き上げ 100 分の 2.00 に、②の均等割額 1 万 500 円を 500 円引き上げ 1 万 1,000 円に改めるものでございます。

次の項番 3、介護納付金分の①所得割額 100 分の 1.85 を 0.10 引き上げ 100 分の 1.95 に、②の均等割額 1 万 2,000 円を 600 円引き上げ 1 万 2,600 円に改めるものでございます。

次に、第 20 条国民健康保険税の減額の規定は、主に低所得世帯に対する均等割の 1 人当たりの軽減について均等割額改正に伴い改正するものでございます。

項番 1 は、7 割軽減世帯の規定で、軽減判定所得として総所得金額等の合計が 43 万円を超えない世帯に係る均等割軽減額について規定しているものです。①医療給付費基礎分の均等割額の軽減額 1 万 9,670 円を 2 万 650 円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額 7,350 円を 7,700 円に、③介護給付金分の軽減額 8,400 円を 8,820 円に改めるものでございます。

項番 2 は、5 割軽減世帯の規定でございます。①医療給付費基礎分の均等割額の軽減額 1 万 4,050 円を 1 万 4,750 円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額 5,250 円を 5,500 円に、③介護給付金分の均等割額 6,000 円を 6,300 円に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。項番 3、2 割軽減世帯の規定でございます。①医療給付費分の均等割額の軽減額 5,620 円を 5,900 円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額 2,100 円を 2,200 円に、③介護給付金分の軽減額 2,400 円を 2,520 円に改めるものでございます。

続きまして、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するものでございます。内容につきましては、加入世帯の全ての未就学児の均等割額を 5 割軽減するものです。既に 7 割、5 割、2 割の軽減対象世帯の未就学児につきましては、軽減後の均等割額が更に 5 割軽減されるため、7 割軽減世帯ですと実質 8.5 割軽減、5 割軽減世帯ですと実質 7.5

割軽減、2割軽減世帯ですと実質6割軽減となります。

項番1は、7割軽減世帯に属する場合の均等割軽減額で、①医療給付費基礎分の軽減額2万3,885円を2万5,075円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額8,925円を9,350円に改めるものでございます。

項番2は、5割軽減世帯に属する場合の均等割軽減額で、①医療給付費基礎分の軽減額2万1,075円を2万2,125円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額7,875円を8,250円に改めるものでございます。

項番3は、2割軽減世帯に属する場合の均等割軽減額で、①医療給付費基礎分の軽減額1万6,860円を1万7,700円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額6,300円を6,600円に改めるものでございます。

項番4は、軽減世帯以外に属する場合の均等割軽減額で、①医療給付費基礎分の軽減額1万4,050円を1万4,750円に、②後期高齢者支援金等分の軽減額5,250円を5,500円に改めるものでございます。

次に、附則第10項から第13項まで及び第15項、第21項の規定につきましては、特例期間の終了に伴い、規定を削除するものでございます。

次のページをご覧ください。国民健康保険の税額計算例としまして、上段が計算方法と改正前後の税率を記載してございます。中段に均等割の軽減基準額及び軽減割合を記載してございますので、後程ご一読いただければと存じます。

次のページからは4パターンのモデルケースを用いて現行税率との比較をしてございます。はじめに、比較①ですが、夫の給与収入430万円、配偶者の給与収入90万円の場合で総所得金額が300万円の40代の夫婦と子ども2人の4人世帯を仮定しますと、現行税率では年税額41万8,600円に対し、改正税率ですと、年税額44万300円となりまして、一番下の表にございますとおり年間2万1,700円の増額、8回の各納期では1期につき2,700円ほどの増額となります。

次のページの比較②は、40代の夫婦と未就学児の3人世帯、総所得金額100万円で計算しますと、5割軽減世帯に該当し、更に未就学児の5割軽減も該当します。現行税率では年税額11万3,500円に対し、改正税率ですと、年税額11万9,300円となりまして、一番下の表にございますとおり年間5,800円の増額、8回の各納期では1期につき800円ほどの増額となります。

次のページの比較③では、夫の年金収入310万円、妻の年金収入100万円の場合で、総所得金額が200万円の70代の夫婦2人世帯で仮定しますと、現行税率では年税額19万

4,900 円に対し、改正税率ですと、年税額 20 万 5,000 円となりまして、一番下の表にございますとおり年間 1 万 100 円の増額、8 回の各納期では 1 期につき 1,300 円ほどの増額となります。

次のページの比較④では、夫の年金収入 150 万円、妻の年金収入なしの場合で、総所得金額が 40 万円の 70 代の夫婦 2 人世帯で仮定しますと、7 割軽減世帯に該当し、現行税率では年税額 2 万 3,100 円に対し、改定税率ですと、年税額 2 万 4,300 円となりまして、一番下の表にございますとおり年間 1,200 円の増額、8 回の各納期では 1 期につき 200 円ほどの増額となります。

最後に、施行期日につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとし、適用区分としまして、この条例による改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険について適用するものでございます。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第 3 号の質疑を行います。質疑はありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 国保運協でどのような意見が出たか。主立ったものを紹介していただきたいです。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 5 番、大澤議員の質問にお答えいたします。

運営協議会の質問として、まず大前提にどなたの委員さんも上げないで済めば上げないでほしいという意見のもとなんですが、こちらは上げる提案の前のいろんな個々の運営状況についての説明もしていますので、奥多摩町の運営が厳しいということが分かってからの答申でございましたので、上げないわけにはいかない状況というのは委員さんは理解してくださいまして、できるだけ一挙に上げたりとか、大幅に上がることは避けたいという意見ですが、いろんな状況を幾つか紹介させてもらいますけども、奥多摩町が今、1 人当たり医療費を全体からしますと、東京都でずば抜けて第 1 位で、奥多摩は 1 人当たり 50 万円を超えているんですが、ほかの一番高い 2 位のところでも 30 万円台、10 万円以上の開きがありまして、それに対しまして、保険税率は東京都で下から 2 番目の率で安いということとか、あと全体的に、制度的な問題もあるんですが、医療費に対して保険税が足りないというのは全部の区市町村が同じ状況でございまして、今、議案の説明の中でも法定外繰入れの話もさせてもらいましたが、どこも減らしてきたり、保険税もそれこそ毎年少

しずつ上げて計画的に赤字を解消しているところがあるんですけども、今回八王子なども5年度でさえ足りなくて、うちは取りあえず基金とか、まだ法定外繰入れを現状どおり払う形で今年度賄えるという説明はしたんですが、八王子さんなんかはもう賄えないけども、一般会計からも出せないということで、赤字部分を都に借金して、来年度その分を加えて値上げして、保険税からまたそれを返すという形を取ったところがあるほど、どこも逼迫している状態でございます。うちもできるだけ委員さんも上げないでほしいという意見はあったんですが、医療費がかかっていることと平均どころか、東京都の中でも一番税率が低いということで、そちらも多少上げざるを得ないということでご理解をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第3号の質疑を終結します。

事前に申出がありましたので、討論をしたいと思います。議案第3号については討論の申出がありましたので、これより討論を行います。

はじめに、第3号について反対の議員の討論を行います。反対の意見はありませんか。

5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

本条例は、国民健康保険税の被保険者に係る所得割額、均等割額を改定するものです。先程課長のご説明にもありましたように、今回の条例改正で国保税の基礎課税額は所得割額も均等割額も医療分、後期高齢者支援金分、介護分全てにおいて値上げとなっています。

町の国保事情は、先程課長からも苦しい事情だというご説明がありましたが、2018年の国保の都道府県化のもとで解消するようにと求められている法定外繰入れもこれ以上減らすことができず、投入してきた基金がなくなれば増やさざるを得ない状況であり、一般会計からの繰入れを増やすには保険税も値上げせざるを得ないという町の苦しい事情があるとのことでした。

そもそも国保制度は、支払い能力を給付の条件にすることなく、ほかの医療保険に加入できない人全てを被保険者とする制度であり、税金投入が大前提の制度です。保険税が高

過ぎれば、負担に耐えられない人を生み出し、制度そのものが揺らいでしまいます。そうした事態を避けるためにも国庫負担が絶対必要な制度として出発したのが国民健康保険です。にもかかわらず、政府は国庫負担割合を削減し続け、都も税金投入を減らし続けてきました。その結果、国保税は値上げされ続けています。

国保加入者の約7割が所得の低い非正規労働者や無職者、年金生活者、自営業者などで占められ、所得に対しての保険税率がほかの医療保険の中でも一番高いという構造的な問題があるもとで町民に一層の保険税負担を強いることは国保制度を根底から崩すことになります。持続可能な制度にするというなら、減らし続けてきた国庫負担こそ戻すべきです。町には、国に対して国庫負担の増額を強く求めているとともに、町民に最も身近な保険者として国保制度が住民の命と健康、暮らしを守るという本来の役割を果たせるよう、保険税の値上げを抑える努力をしていただきたいと思います。

町民からは、少ない年金から国保税、介護保険料、住民税が天引きされ、手元に残るのが少ない、収入は減っているのに物価が上がって生活が厳しいなどの切実な声が寄せられています。相次ぐ物価の異常な高騰で所得は実質減り続け、暮らしも営業も追い詰められている町民に追い打ちをかけるような負担増となる今回の条例案には賛成できかねると申し上げ、反対討論といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第3号について賛成の議員の討論を行います。賛成の議員ありませんか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

私のほうは、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場での討論を行います。

この国保制度を制定してから60年以上が過ぎました。そして、新たな制度になってからも6年が経過しようとしています。

この国保制度は、加入者の保険料と公費で運営されていますが、現在、医療費の増大や加入者の高齢化、少子高齢化の進行などにより、財政状況が極めて深刻な状況にあります。

私は、できるものであれば公費を増やし、加入者の負担を抑えるべきと思っているんですが、ただ、会社員の方や公務員の方、国保に加入されていない方もたくさんおります。

また、国の財政状況などからも現時点では公費の増大は難しいものと思っています。

今後のことでいえば、少子高齢化も更に進み、医療費も増大することが予想されます。この国保制度を持続可能な制度にするためには、国側が更なる財政基盤の拡充・強化を図り、国費の投入を増やせるような環境づくりが必要であるとは思っています。

ただ一方で、先程も課長からもちっと触れていただきました、加入者側にも医療費の削減のためにできることをやらなきゃいけないのかなというふうに思ってます。奥多摩町が東京都の中で1人当たりの医療費が一番高いと、群を抜いて高いというようなことをおっしゃったんですが、その辺考えなきゃいけないかなというふうに思っています。例えば生活習慣の見直しとか、いろんな特定健診を含むそういう検診などして、重症化にならないうちに早めに治療するとか、或いは受診した際に、今はジェネリック医薬品なども利用できるものがありますので、そういうものを利用するとか、やはり加入者側の努力というのもここでは絶対必要かなというふうに思ってます。

ただ、間もなく令和6年度がスタートします。6年度も都の支出金から保険給付費等の交付金、それから補助金を合わせて約5億9,600万円、また、町の一般会計からも6,100万円強の繰入れがあります。一般会計というのは国保のためだけに投入というのなかなか難しい面がある、それにもかかわらず6,100万円強の繰入れもしていただいています。その上、低所得者に対する均等割額の軽減措置も引き続き適用するということを言われました。加入者の負担が急激にならない方向での今回は改正かなというふうに思うことから、私は、第3号議案 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成いたします。○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第3号について反対の議員の討論を行います。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

私からは、議案第3号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対する立場から討論いたします。

本案の主なものは、新年度から国民健康保険医療給付費基礎部分均等割額を1,400円値上げし、2万9,500円に、所得割率を5.9%から0.3%アップ、後期高齢者支援金等均等割額を500円値上げし、1万1,000円に、所得割率を2.0%へ0.1%アップ、介護給付金分均等割額を600円値上げし、1万2,600円に、均等割率を1.9%へ0.1%アップしています。

低所得者に対しては均等割額の軽減措置が取られており、値上げはされておりますが、低く抑えていただき、ご尽力いただいていることは十分理解しております。

しかし、物価高に加えての国民健康保険税値上げは、町民の皆様の生活に大きな負担を与えます。支払先の医療費の改革をしないままの値上げは片手落ちだと考えられます。

そして、消費税を導入したとき、社会保障を補うとの名目で導入したにもかかわらず、現在は3%から10%まで利率が上がり、食品は持ち帰りに関しては軽減税率で8%ですが、おむつやトイレットペーパー等日用品に関しては適用されておられません。

現在、国民の税負担率は 50%近くまでに上り、特に若い世代での負担率の高さは、婚姻、出生率等に影響してきます。

先日、日本がドイツに抜かれて GDP 4 位になったと報道がありました。人口が減り、国力が弱まり、国民生活が低下することは、奥多摩町にとっても多大なる影響がございます。

町長にお願いなのですが、既に町村長会等を通じてなされていると思いますが、ぜひ地方自治体から国民の生活を守るため、政府に対して社会保障の抜本的改革を要望していただきたく存じます。

以上のことからこの議案に反対とし、討論を終わらせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 3 号について賛成の議員の討論を行います。6 番、澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） まず改正概要の具体的な例も挙げていただきまして、見やすくありがとうございます。

結局値上げということで、聞いた人なり払うほうにとっては嫌がっているというのは普通なんですけど、問題の根本は、国民皆保険制度、こういう国保の日本のすばらしい誇る制度をどう維持していくかということが大事なわけで、しかし、世の中には実際に医療費が増大していく問題があったり、少子高齢化による若い世代の負担が非常に大きくなっている、そういう問題もありますし、被保険者の年齢が高く、そして、受診する機会が多くて当然費用かかるわけですし、医療水準の高い関係で、また年齢が高いということで、当然収入が少ないということで、費用のほうも全般的に低く、そういう状況で、非常に構造的な問題があるわけですので、こういうものを小さな町でどうしようというのは無理な部分もあるんで、とにかく皆保険制度、日本の誇る面を維持するためもありまして、どうしてもこれはやっていかなければいけない。

担当課においても 3 日間も話し合って苦労されて、どうやったらゆっくり着陸をしていくかということを考えていったわけでございますので、値上げということで余りいい響きはないんですけど、今回は応分負担というものも含めて我々はやらなきゃいけない分を考慮するとしたら、急激な値上がりもないということも含めまして、今回の一部改正する条例についてはやむを得ないかなということで賛成とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 3 号について反対の議員の討論を行います。反対の討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

次に、議案第 3 号について賛成の議員の討論を行います。賛成の討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 討論なしと認めます。

以上で、議案第 3 号の討論を終結いたします。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 3 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 51 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 4 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 大串 清文君 登壇〕

○福祉保健課長（大串 清文君） 議案第 4 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。タブレット議案第 4 号、議案書をご覧ください。

提案の理由でございますが、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者介護保険料を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表及び概要資料にてご説明申し上げます。タブレット 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。

第 13 条第 1 項において新たな保険料率が適用される期間を第 9 期介護保険事業計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度と改めるものであります。

ここでタブレット議案第 4 号の概要資料をご覧ください。横判の資料となります。

まず上の表は、次期介護保険料の第 1 段階から第 13 段階まで対象者別の保険料率、保険

料の一覧表となります。表の中央の右、太い線で囲みました改正条項等及び第9期の年額の欄において新たな保険料と今回の改正条項における第1段階から第13段階までを記載し、黄色マーカーの箇所が改正となる保険料と合計所得金額となります。また、赤字で記載した箇所は低所得者への保険料軽減策に係る改正内容となります。

先月、議会全員協議会を開催いただき、ご説明いたしましたとおり第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度までの3か年度の介護保険料について基準額となる所得段階第5段階、年額8万1,400円、月額6,780円は、介護給付費準備基金を取り崩して改定せず、国の所得段階、多段階化の方針を踏まえ、所得の高い第1号被保険者の保険料のみ増額改定を行うものであります。

今回の改正の影響を受ける被保険者は、資料の最下段にある表のとおり合計所得金額500万円以上の方で、参考として、今年度の賦課人数で合計33人、その所得に応じ、年額1万6,300円、3万2,600円、もしくは4万700円それぞれ増額となるものであります。

恐れ入ります、議案書にお戻りいただき、タブレット議案第4号、3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第13条第1項第1号は、生活保護受給者である被保険者から前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の被保険者までを対象とした所得段階第1段階を基準段階に対する保険料率を0.47とし、保険料を年額4万700円から年額3万8,300円に改め、第3号は、年金収入と合計所得が120万円を超える被保険者の第3段階を保険料率を0.705とし、保険料を年額6万1,100円から年額5万7,400円に改めるものです。

第6号から次ページの第9号までは、保険料の改定及び各号のアにおいて適用する合計所得金額の改定はいずれもなく、各号のイは、本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必要になり、それより低い段階であれば保護を必要としない境界層該当者について、その対象を下線のとおり改正するもので、第10号から第12号までの各号のイにおいても同様の改正であります。

第10号は、保険料の改定はなく、アは、対象となる合計所得金額を600万円未満から500万円未満に改め、第11号は、保険料の改定はなく、17万1,000円のまま、アは、対象となる合計所得金額を新たに590万円未満とし、第12号は、保険料率2.30、保険料年額18万7,300円を新たに設け、アで対象となる合計所得金額を680万円未満とし、第13号は、保険料率2.60、保険料年額21万1,700円を新たに設け、その対象は、前各号のいずれにも該当しない合計所得金額680万円以上の被保険者となります。

次に、第2項から次ページの第4項までは、前計画に引き続き、令和6年度から令和8

年度における低所得者への保険料軽減策を規定したもので、各項ともに前項の第1号から第3号の規定ではなく、保険料率、年額保険料は改定せず、第1段階は2万4,500円、第2段階は4万700円、第3段階は5万7,000円にそれぞれ据え置くための規定となります。

次の第16条第3項において国の所得段階多段階化の方針による介護保険施行令第39条の改正に伴い、下線のとおり所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、第1項で、この条例の施行期日を令和6年4月1日とし、第2項で、この条例の経過措置として、改正後の第13条の規定は令和6年度の保険料から適用し、令和5年度以前は従前の例とするものでございます。

以上で、議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

介護保険料の改定の議案ですけれども、確認ですけど、介護サービスで変わることはあるのかどうか、教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 5番、大澤議員の質問にお答えいたします。

介護保険、今回、条例を一部改正いたしまして、介護保険料を改定するものでございますが、こちらは第9期、来年度令和6年度から8年度まで3か年度の介護サービス給付費に応じて介護保険料を改めるものでございます。

計画といたしましては、第9期3か年度で介護給付費全体で24億円を予定しているものでございます。それに対して介護保険料で負担する割合は23%が基本となっておりますが、それに対して国から調整交付金等、こちらまだ流動的でございますので、具体的には申し上げられませんけれども、その調整交付金を除いた後の予定となる負担すべき介護保険料を算出いたしまして、今回、基本となる基準額は改定をせず、ここの部分については介護給付費準備基金を取崩しをして維持をするという形。ただ、国の多段階化によりまして高所得の方について一部負担増額を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 質問ではありませんので、答弁は必要ありません。一言意見を言わせていただきます。

議案第４号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例に対し、一言意見を述べさせていただきます。

介護保険が導入されて 24 年になろうとしています。保険給付の円滑な実施のためとして 3 年間で 1 期とし、介護保険事業計画が見直されますが、本議案は 2024 年度から始まる第 9 期介護保険事業計画に基づくものです。第 9 期には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになります。高齢者人口がピークを迎えることになると言われる 2040 年を見通すと、85 歳以上の人口が増え、当然、医療、介護双方のニーズが増えることが予想されます。高齢期における生活保障のために介護保険制度を充実させていかなければならないことは明らかなです。

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1 号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るという方針を示しました。現在、1 人当たり全国平均の保険料基準額は、制度発足時の月額 2,911 円から 6,014 円と 2 倍を超えています。奥多摩町では第 1 期が 2,940 円でしたが、第 8 期では全国平均額を上回る 6,780 円となっています。今回改定の介護保険料については、基準額は据え置きますが、段階別保険料をこれまでの 11 段階から、国が示した 13 段階にし、所得 500 万円以上の所得者の保険料額を増額するというものです。低所得者層の負担増にはならないので、反対するものではありませんが、介護保険も国保同様、制度を持続させるためというなら被保険者の負担増ではなく、国庫負担割合の引き上げこそすべきです。

国は、第 9 期中に介護利用料の 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 のサービスの保険外しを狙っています。介護を必要とする人が経済的理由で介護を受けられないようになることになれば、まさしく保険あって介護なしです。町には国に対し、利用者の負担増をやめること、国庫負担を大幅に引き上げることを強く要求していただきたいと求め、私の意見といたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 4 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 4 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 4 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 4 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 5 号をご覧ください。議案第 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次の 2 ページの地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定文をご覧ください。

この条例では第 1 条で、奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部改正を、第 2 条で、奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正をそれぞれ規定するもので、2 つの関係条例を一括して整理するための条例を制定するものでございます。

条例制定分もございますが、2 つの条例の一部改正でございますので、新旧対照表で説明させていただきます。次の 3 ページの新旧対照表をご覧ください。

はじめに、第 1 条関係、奥多摩町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第 4 条議会の同意を要する賠償責任の免除では、「地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めるものでございます。

次に、下表をご覧ください。第 2 条関係、奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表でございます。下線の部分が改正となり、第 6 条議会の同意を要する賠償責任の免除では、「地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜り

ますよう、お願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第 5 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 5 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 5 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 5 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 5 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 6 号 奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案の理由を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 6 号をご覧ください。議案第 6 号 奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、職員の旅費の額を改定するため、規定を整備する必要があるためでございます。

改正の趣旨は、今般の社会情勢に伴う物価高騰等による宿泊料や食卓料等の値上げの影響により職員の旅費の額を上げる必要があること、また、職員の等級による旅費の額の統一などが主な改正でございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3 ページ進めていただき、4 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 3 条管外旅費は、文言の改めと宿泊料及び食卓料について別表の旅費額表の金額以内の実費を支給する内容に改正するものでございます。

次に、第 12 条旅費の調整、第 1 項では、町長、副町長、教育長、職員及び会計年度任用

職員が交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した際に、別表旅費額表の旅費を支給した場合や特別の事情等で旅費額表以上の旅費を支給した場合に、実費を超える部分の旅費や必要としないと認められる部分の旅費を支給しないことができる規定でございます。

次の第2項は、同じく町長、副町長、教育長、職員及び会計年度任用職員が交通機関、宿泊施設等を利用して旅行する際に、別表旅費額表の旅費で、旅行することが特別の事情等で困難な場合に旅費額表以上の旅費を支給することができる規定に改正するものでございます。

次に、第14条委任では、この条例で定められていない必要なことは町長が別に定めることができる規定でございます。

次に、4ページから6ページにかけてご覧ください。別表旅費額表は、宿泊料（1夜につき）を1万5,000円に、食卓料（1夜につき）を2,200円にそれぞれ改め、職員の等級による旅費の額を統一するための規定に改めるものでございます。

また、備考では、庁用自動車を使用して出張したときは、鉄道賃及び車賃は支給しないと規定するもので、附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行し、第2項適用区分では、この条例による改正後の奥多摩町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第6号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第6号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、原案の

とおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 7 号 公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 7 号をご覧ください。議案第 7 号 公益法人等への奥多摩町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、職員を派遣することができる公益法人等の団体を追加するため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。2 ページ進めていただき、3 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 2 条職員の派遣では、第 1 項第 6 号に「公益社団法人奥多摩町シルバー人材センター」を追加する改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日以降に派遣する職員から適用するものでございます。

以上で、議案第 7 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第 7 号の質疑を行います。質疑はありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

この派遣というのは一般職なのか、管理職なのか、教えていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4 番、相田議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらは一般も管理職も含めたものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

条例を改定したということは、どなたかそのような予定があるのか、お伺いできますか。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3 番、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

これまでもございましたけれども、社会福祉法人ですとか、一般財団法人に派遣がございました。今回につきましても予定等はございますけれども、誰という形はまだ控えさせていただきますけれども、予定があるということです。

○議長（小峰 陽一君） 井上副町長。

○副町長（井上 永一君） 森田議員のご質問ですけれども、ここで公務員法の改正で、定年延長制度で、今まで 60 歳で定年になった職員がそういうところに派遣という形で行っていた例もございました。また、定年延長で、今年度 61 歳までなんですけれども、定年延長となる職員が希望した場合には、フルタイムで勤務できるということもございまして、そういう観点から人選をいたしまして、派遣をしたいということで今回の改正となっております。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 7 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 7 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 7 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 8 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第 8 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について提案のご説明をいたします。議案書をお開きください。

理由でございますが、理由の欄に記載しております本広域連合を構成する東京都 62 区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁方法の変更に伴い、地方自治法第 291 条の 3 の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変

更する規約を定めるため、同法第 291 条の 11 の規定により、関係区市町村議会の議決を求めるものでございます。

規約改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。3 ページの新旧対照表をお開きください。

内容といたしましては、保険料の増加抑止策としまして、令和 4 年度及び令和 5 年度と同様に、2 年間の時限措置としまして関係区市町村の一般財源を投入して行う葬祭事業、保険料未収金補填などの特別対策の継続を区市町村からの負担金により支弁するため、規約の附則として定めるものでございます。

附則第 5 項ですが、下線部分が変更部分となり、「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度分及び令和 7 年度分」に改めるものでございます。

次の 4 ページをお願いします。項番 4、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費では、表の項目、審査支払手数料相当額から葬祭費相当額までの 5 項目について令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 年間、引き続き区市町村の 100% 負担により特別対策を実施するものです。

次に、備考の 3、財政安定化基金拠出金相当額についての規定中、下線部分の「令和 4 年 4 月 1 日現在」を「令和 6 年 4 月 1 日現在」に改めるもので、この財政安定化基金拠出金につきましては、平成 26 年から東京都の条例で定める割合は 0% としております。

次に、附則といたしまして、第 1 項では、施行期日をこの規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとし、次のページ、第 2 項では、経過措置としまして、「この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約附則第 5 項の規定は、令和 6 年度分以降の変更後の規約第 18 条第 1 項第 1 号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、令和 5 年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。」というものです。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 8 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 8 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第 14 議案第 9 号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第 15 議案第 10 号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について、日程第 16 議案第 11 号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 17 議案第 12 号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について、日程第 18 議案第 13 号 おくたまコミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について、日程第 19 議案第 14 号 氷川駐車場の指定管理者の指定について、日程第 20 議案第 15 号 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定管理者の指定について、日程第 21 議案第 16 号 氷川国際釣場の指定管理者の指定について、日程第 22 議案第 17 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定について、日程第 23 議案第 18 号 日原溪流釣場の指定管理者の指定について、日程第 24 議案第 19 号 奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定について、日程第 25 議案第 20 号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について、日程第 26 議案第 21 号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定について、以上 13 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 9 号から議案第 21 号までの 13 議案の指定管理者の指定につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明をさせていただきます。タブレット端末のファイル名、議案第 9 号から 21 号、指定管理者の指定についてをお開きいただき、1 ページをご覧ください。

提案の理由につきましては、13 議案とも地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することに議会の議決を求めるものでございます。これら 13 議案につきましては、いずれも 5 年間の指定期間満了に伴い、現在の指定管理者等から継続して指定管理者の指定を受けたい旨の申請があったことからお諮りするものでございます。

なお、指定の期間は、いずれも令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

はじめに、1 ページでございます。議案第 9 号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、議案の下側、2 の指定管理者となる団体は、社会福祉法人グリーンウッドでございます。

次のページをご覧ください。議案第 10 号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会でございます。

次のページの議案第 11 号 川井キャンプ場の指定管理者の指定について、次の 4 ページの議案第 12 号 氷川キャンプ場の指定管理者の指定について、また、次のページの議案第 13 号 奥多摩コミュニティセンター（奥多摩温泉もえぎの湯）の指定管理者の指定について、次の 6 ページの議案第 14 号 氷川駐車場の指定管理者の指定について、次のページの議案第 15 号 奥多摩町特産物加工販売施設（四季の家）の指定について並びに次の 8 ページの議案第 16 号 氷川国際釣場の指定管理者の指定についてまでの 6 つの議案につきまして指定管理者となる団体は、いずれも奥多摩総合開発株式会社でございます。

なお、氷川国際釣場の従前の指定管理者は、これまで氷川漁業協同組合としてまいりましたが、実際の当該釣場の運営につきましては、奥多摩総合開発株式会社が携わっているため、今般の指定に当たりましては、東京都産業労働局農林水産部水産課に確認の上、奥多摩総合開発株式会社を指定管理者とする整理をさせていただきました。また、このことに伴う氷川漁業協同組合や勤務されている方々に大きな変更などはありませんことを申し添えさせていただきます。

次の 9 ページをご覧ください。議案第 17 号 大丹波国際釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、大丹波川国際虹鱒釣場運営委員会でございます。

次のページをご覧ください。議案第 18 号 日原溪流釣場の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、日原保勝会でございます。

次のページをご覧ください。議案第 19 号 奥多摩町特産物加工体験施設（鴨足草）の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、株式会社ライフエンターテインメントでございます。

次に、12 ページの議案第 20 号 峰谷川溪流釣場の指定管理者の指定について及び次のページの議案第 21 号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者となる団体は、一般財団法人小河内振興財団でございます。

なお、峰谷川溪流釣場の従前の指定管理者は、これまで小河内漁業協同組合としてまい

りましたが、実際の当該釣場の運営につきましては、一般財団法人小河内振興財団が携わっているため、今般の指定に当たりましては、先程と同様、東京都産業労働局農林水産部水産課に確認の上、一般財団法人小河内振興財団を指定管理者とする整理をさせていただきました。

また、このことに伴う小河内漁業協同組合や勤務されているから方々に大きな変更などはありませんことを申し添えさせていただきます。

次に、タブレット端末を一度閉じていただきまして、今度ファイル名が別紙とございます、只今の議案の右隣にあるかと思えますけれども、別紙指定管理者の概要一覧をお開きいただきたいと存じます。少々字が小さい部分がありますけれども、拡大機能等をお使いいただき、ご覧いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

こちらの表につきましては2ページまでございますが、いずれも左から1番目の列には丸囲みの通し番号を、2列目には議案番号を、3列目には公の施設の名称を、以降8列目の主たる事業内容まで、各指定管理者候補の概要を候補者ごとに記載するとともに、一番右側の9列目には事業者の現在の状況等といたしまして、各指定管理者候補が当該施設の指定を受けるに当たっての方針や取組方並びに各施設の現在の状況等について今回新たに記載させていただきましたので、ご確認をお願いしたいと存じます。

なお、これら13施設に係る議案につきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の規定に基づきまして、去る1月23日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきましてご説明いたしました指定管理者は適任であるとして、候補者の選定を行っております。

以上で、議案第9号 奥多摩町白丸デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議案第21号 奥多摩水と緑のふれあい館休息所の指定管理者の指定についてまでの13議案の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時5分から再開します。

午後1時48分休憩

午後2時05分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わっておりますので、次に、議案第9号の質疑を行います。質疑はありません

か。白丸デイサービスの指定管理、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終結します。

次に、議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの事業内容として、ヘルパーステーションおくたまが入っておりますが、現在の活動状況や、あとヘルパーさんの人数と教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、森田議員のご質問にお答えをいたします。

議案第10号 奥多摩町高齢者在宅サービスセンターの指定管理に関連しまして、社会福祉協議会で同じく運営をしておりますヘルパーステーションおくたまについてのご質問でございます。

ヘルパーステーションおくたまについては、主に介護保険の訪問介護のサービスを中心に業務に当たっていただいております、常勤で2名、非常勤で6名のヘルパーさんが業務に当たっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 1週間、もしくは1日でどのくらいのご利用者様がいらっしゃいますか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、森田議員の再質問にお答えをいたします。

主に介護保険サービスでございますけれども、ヘルパーさんは毎日ではございませんので、1日午前中、1人ないしお2人、もしくは午後についても同じく1人ないしはお2人というような形での利用でございます。町の介護保険のサービス利用状況になりますけれども、延べで利用としては20名ほどと把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 10 号の質疑を終結します。

次に、議案第 11 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、議案第 12 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、議案第 13 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、議案第 15 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 18 号の質疑を終結します。

次に、議案第 19 号の質疑を行います。質疑はありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

鴨足草の主たる事業内容についてお伺いいたします。毎年事業報告がされているかと思うんですけども、その内容について分かる範囲でよろしいかと思うんですけど、主たる事業内容の 4 番の不動産の売買、5 番の住宅内外装のリフォーム工事の企画、設計、施工及び監理とあるんですけど、6 番も旅行業なんですからごく幅広いなと思うんですけど、この事業が展開されているのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4 番、相田議員からのご質問にお答えいたします。

株式会社ライフエンターテインメントの主たる事業内容の中の 4 番、5 番、6 番ですか。この辺りの事業を行っているかどうかというところなんですけど、こちらに記載がされているものは履歴事項全部証明の目的というところを記載させていただいております。特産物加工体験施設、こちらにつきましては、主に飲食店の経営というところになりますので、町としてはその部分が該当していれば特段問題ないという認識でおりまして、4、5、6 をこの会社がどう実施しているかというところまで、申し訳ありません、詳細は把握しておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4 番（相田恵美子君） すみません、事業報告には上がってこないということですか。事業報告には、これは知らされないということですか。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4 番、相田議員さんからの再質問にお答えいたします。

特産物加工体験施設が公の施設の指定管理者ということになります。こちらの事業報告というようなところは当然いただいておりますので、そちらのほうは町のほうとしては管理をさせていただいているという状況でございますので、この 4、5、6 の事業内容の報告までは求めておりません。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 19 号の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 20 号の質疑を終結します。

次に、議案第 21 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 9 号から議案第 21 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 9 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 10 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 12 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程 20 議案第 15 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 16 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程 22 議案第 17 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 18 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24、議案第 19 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 19 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 議案第 20 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 26 議案第 21 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 21 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27 議案第 22 号 もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末議案第 22 号の 1 ページをご覧ください。それでは、議案第 22 号 もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、令和 5 年 9 月 6 日付で締結したこの契約について、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約につきましては、令和 5 年第 3 回奥多摩町議会定例会において議案第 52 号として議決を経たもえぎの湯大浴場等改修工事請負契約の一部につきまして下記のとおり変更させていただきます。

1、変更前の金額は、9,460 万円でございます。

2、変更後の金額は、9,744 万 9,000 円となります。

3、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間藤樹氏でございます。

なお、本案件につきましては、現在変更仮契約を結んでおりますので、本日議決をいただきますと本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 22 号の変更工事概要についてご説明をさせていただきます。タブレットの 2 ページをお開きください。変更工事概要でございます。

1、工事件名は、もえぎの湯大浴場等改修工事でございます。

2、工事場所は、奥多摩町氷川 119 番地 1 でございます。

3、契約金額及び4、変更金額につきましては、只今企画財政課長から説明のとおりでございますが、工期の変更につきましては、令和6年3月22日から令和6年3月27日まで延伸をいたします。

次に5、変更概要でございますが、アスベスト含有の有無について調査した結果、大浴場浴槽部分及び露天風呂下地材等にアスベストが含まれていることが判明いたしました。このことに伴い、新たにアスベストの除去作業が必要となったため、環境関係の法令等へのっとり、当該工事を増額変更するものでございます。

また、階段室天井部分の解体作業に伴い、天井内部材の腐食が判明したため、内装工事を増額変更するものでございます。

変更内容といたしましては、(1)として、アスベスト含有物撤去・運搬・処分工 1.81 立米、(2)として、階段室天井内装工事 17.8 平米となります。

6、添付図面でございますが、3ページをお願いいたします。こちらは大浴場がある階の平面図となります。赤い斜線で囲った箇所が階段室天井内装工事の箇所となります。その他赤字で示させていただいた箇所がアスベストが含まれていた箇所となり、除去作業が必要となったものでございます。

4ページをお願いいたします。こちらは露天風呂がある階の平面図となります。赤い斜線でアスベスト含有と記載がある箇所が除去作業が必要となった箇所となります。

また、金額の変更はございませんが、当初、床全面を天然石乱張りとする予定でしたが、乱張りでは目地材の消耗が激しく、タイルの継ぎ目に隙間が発生するおそれがあることから、利用者の安全面を考慮し、天然石芋貼りへ変更いたしました。

以上で、議案第22号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第22号の質疑を行います。質疑はありますか。10番、原島議員。

○10番（原島 幸次君） 原島でございます。

町が契約するといつでもこういうようにオーバーするんですが、その前に契約するときこういうのが分からないのかどうなのか。プロの業者ならある程度入っているのか、入っていないのか分かるんじゃないかと思うんですが、よくこうやって当初の契約よりいつも増えるというのはどうかなと思うんですが、ちょっとその辺分からなかったのかどうか、お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10 番、原島議員からのご質問にお答えいたします。

当初の契約金額から変更が生じているというようなことで、契約前に分からなかったのかというご質問でございます。

もえぎの湯の改修工事に当たりましては、温泉施設ということですからかなり水を使う施設ということで、湿気が非常に大きいというようなところがございます。そういった部分で若干、今回は大浴場露天風呂の改修ということということで、床等、あと壁なんかも剥がしてみないと分からないというようなところもございまして、そういった部分で、階段室なんかは開けてみたところ、中の腐食が発見されて、このままですと危険があるということで、増額の部分をさせていただきました。

また、アスベストにつきましても事前調査のほうで義務づけになっておりまして、こちらでも調査をしないとアスベストが含まれているのかというようなところもなかなか分からないというところで、こちらでも2回調査をして、各箇所にアスベストが出てしまいましたので、法律にのっとりまして除去作業させていただいたということで、増額が出たということでご理解をお願いできればと存じます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。6 番、澤本議員。

○6 番（澤本 幹男君） 6 番、澤本です。

1 月から3か月間休まれたということで、ということはオープンは4月の頭ぐらいを予定したということでいいんですかね。非常に奥多摩の収益頭でもあるわけで、またせっかく奥多摩に来た人が温泉楽しみにしていると思うんですけど、いつ頃オープンするのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6 番、澤本議員からのご質問にお答えいたします。

いつオープンになるのかというようなご質問かと思います。工事のほうで実際12月から3月の4か月間の休業ということで、ここで今回、工期のほうも3月27日までということで延伸させていただきました。その後、検査もございまして、4月に入ってから工事に伴いましていろんな中の設置物というんですか、お土産だとか、そういったものとか、あと上の階の食堂なんかも工事ではこりが出てしまったりするので、そういうところの養生というか、カバーとかをしておりますので、そちらのほうをオープンに向けて準備をする期間がございますので、奥多摩総合開発さんとすれば、澤本議員さんからお話があったとおり、一日でも早くオープンをするれば、その分収入が増えるということで、なるべく早くは

オープンをしたいということでお伺いしてはいますが、ちょっと準備の関係で、現段階では4月のいつからオープンというところは、今のところまだ申し訳ありませんが、この場でお伝えできないところがございますが、会社のホームページ等、町のホームページも含めてオープン日が決まりましたら周知をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第22号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第27 議案第22号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第22号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第28 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 大串 清文君 登壇〕

○福祉保健課長（大串 清文君） タブレット人権擁護委員候補者の推薦についてをご覧ください。人権擁護委員候補者の推薦について提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、小峰京子氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となるため、後任の候補者として引き続き小峰氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会にご意見をお伺いするものであります。

氏名は、小峰京子氏。生年月日、昭和30年12月12日。住所は、奥多摩町氷川1484番地1でございます。

小峰京子氏の学歴、経歴として、職歴、公職歴等につきましては、次ページ以降の履歴書のとおりでございます。小峰氏は、令和3年7月1日から人権擁護委員を務められており、現在1期目、本委員として適任者でありますので、引き続き推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、任期は３年で、町には現在２名の委員が法務大臣から委嘱されております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の人権擁護委員候補者の推薦について質疑及び意見を求めます。質疑及び意見はありませんか。４番、相田議員。

○４番（相田恵美子君） すみません、ちょっと細かいんですけども、履歴書の中の「免許・資格或いは特技等」というところが「なし」となっているんですけど、看護師資格があるのではないかと思って。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） ４番、相田議員のご質問にお答えをいたします。

現時点、奥多摩病院勤務を非常勤という形でされており、看護師資格はもちろんお持ちでございますけれども、今回の人権擁護委員の推薦に当たっての関係する資格ではございませんので、記載をしてないということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑及び意見なしと認めます。

次に、只今上程の人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

日程第 28 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、小峰京子君を適任とすることに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、小峰京子君を適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第 29 奥多摩町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

本件については、地方自治法第 182 条第 8 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 5 日付で奥多摩町選挙管理委員会委員長から通知されておりますので、同法同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、同委員並びに補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員長の報告並びに地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選とする

ことに決定しました。

指名については議長において行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、指名については、議長において行うことに決定しました。

お手元に配布しております委員の原案をご覧ください。

選挙管理委員会委員に、小峰重徳君、三田信一君、原島富子君、原島みちよ君、以上4名を指名します。

お諮りします。選挙管理委員会委員には、只今指名した4名を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員には指名のとおり4名の方が当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、新堀幸一君、第2順位、大和正幸君、第3順位、岡部美枝子君、第4順位、清水善太郎君、以上4名を指名します。

お諮りします。選挙管理委員会委員補充員には只今指名した4名を当選人とし、委員が欠けた場合の補充の順序についても只今指名した順序で定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員補充員には指名のとおり4名の方が当選され、委員が欠けた場合の補充の順序についても指名した順序で決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は3月5日となっておりますので、明日3月2日から4日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月2日から4日までの3日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、3月5日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時40分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員